

# 生徒指導だより

佐渡市立相川中学校  
生徒指導部  
4月28日(木)発行

## ○相川中リーダー研修会

令和4年度が始まり約1か月が経過しました。今年度は特に、新型コロナウイルスの影響で入学式が延期になったり、学年閉鎖になったりと、思うようなスタートを切れなかった新年度だったと思います。そんな中、新入生オリエンテーションに向けた準備期間がとても短い中でも、2・3年生は工夫を凝らした素晴らしい会を創り上げてくれました。日常生活の中でも生徒会活動や委員会活動を下級生に教えたり、一緒に当番活動に取り組んだり、生徒会本部や委員長は生徒総会の準備をしたりと、とても忙しい日々でしたね。そんな4月もあっという間に終わろうとしています。

さて、昨年度の終わりに「相川中学校リーダー研修会」が開催されました。「リーダーに必要なこと」「どんな相川中にしたいか」など、生徒会本部や各委員長、応援団長などのリーダーが集まり、みんなで考え、みんなで悩み、みんなで答えを出そうと取り組みました。研修会で出た意見や考えをぜひこれからの生徒会活動に取り入れ、たくさんチャレンジをしてもらいたいと思います。以下に、リーダー研修会で学んだことを載せます。ぜひ、今年度のリーダーたちが考えている相川中学校の未来像を全校生徒で共有し、みんなで学校を創っていきましょう。学校を創るのは、学校の主役である生徒みなさんです！！

### <3月23日(水)相川中リーダー研修会>

#### 【第1部 リーダーに必要なこと】

⇒ 校長先生のお話を通して、リーダーに求められることについて考えました。

- ①灯台（全校生徒を導く明かり）
- ②スポットライト（全校生徒一人一人を照らす明かり）
- ③覚悟と本気
- ④信頼



#### 【第2部 相川中学校について考えよう】

⇒ 目指したい相川中の姿について意見を出し合いました。

また、KPT法を用い、委員会活動を活性化させる手立てを話し合いました。発表の場面では、「発表の仕方」や「話の聞き方」を意識しました。

#### 《目指したい学校》

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| ○みんながあいさつや声を出しやすい学校             | ○いろんな人を応援できる学校        |
| ○誰かのためにみんなが寄り添ってあげる学校           | ○一人一人が真剣に勉強できる学校      |
| ○一人一人がボランティア活動に積極的に取り組むことができる学校 |                       |
| ○みんなが返事・返礼をきちんとできる学校            | ○一人一人が明るく楽しめるいじめのない学校 |
| ○授業と休み時間のメリハリをつけられる学校           | ○やるときはやる学校            |
|                                 | ○ルールを守る学校             |
| ○見て見ぬフリはしない学校                   | ○何事にも真剣に取り組む学校        |

#### 感想・学んだこと・意気込み

○リーダー研修会を通して、考えなければならないことがたくさんあったし今後の課題がたくさん見えた。責任をもって行動していきたい。

○本気で取り組んだ人には信頼がついてくるけど、やっていない人には信頼がついてこないことが分かった。灯台やスポットライトは自分を照らすのではなく、他のものや人を照らすので自分も委員や他の人を応援していくことが大切だと思った。もっと良い相川中にしていきたい。

## 【報告】昨年度のいじめ認知件数

当校では、いじめに当たる行為、いじめ類似行為として、昨年度（令和3年度）22件の認知をしました。「相川中学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめをしない、させない、見逃さない指導に取り組んでいます。



### <いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）>

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

また、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が制定されました。児童生徒の役割、保護者、学校の責務も示されています。ご家庭でも「いじめや人権問題」などについてお子様とお話していただきたいと思います。ご協力よろしくお願い致します。

### <いじめ類似行為について>

「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。」と定義されている。

### <保護者の責務（新潟県いじめ等の対策に関する条例第8条）>

保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめ等を行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、その保護をする児童生徒が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

### <児童生徒の役割（新潟県いじめ等に関する条例第9条）>

児童生徒は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童生徒は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

### ○ズボン下ろしに注意

気温が高くなってきました。体育の時間や昼休みなど、活動する際に長袖体操着から半袖体操着へと着替える生徒が増えています。着替えることが増えてきたこの時期だからこそ、ふざけて友達のズボンを下ろすというようなことが起こらないよう、今一度一人一人が気をつけて生活しましょう。深く考えずにしてしまったことが他の人の心を傷つけてしまうことがないように、そして、一人一人が明るく楽しく生活できるいじめのない学校を実現できるようみんなで頑張っていきましょう！